

役付理事選定のための理事会開催

理事会は、理事の中から組合を代表する理事を選定しなければならないと商店街振興組合法で定められています。

- 通常総会において役員選出を行った後、新たに選出された理事による理事会を開催し、代表理事等の役付理事を選定します。

- 総会が終了した当日に役付理事選定のための理事会を開催する場合は、新任の理事（業務監査実施組合は、理事及び監事）全員の同意を得るとともに、理事会の定足数（理事の過半数）を満たす必要があります。

- 副理事長を2人以上置く組合は、副理事長の選定とともに、その順位付けも行います。

- 代表理事交代により新たに就任した代表理事の自宅、店舗等を組合事務所とする場合は、理事会で移転場所及び移転時期について議決します。ただし、定款に主たる事務所の所在地として規定している区画外に事務所を移転する場合又は定款に所在番地まで規定している組合が事務所を移転する場合は、先ずは総会の議決により定款を変更し、所管行政庁の認可を受ける必要があります。